

藤岡市競争入札心得

入札参加者は、この心得、設計書、図面、仕様書及び入札に関する関係法令等の規定を熟知のうえ、入札に参加しなければならない。

1 目 的

藤岡市の契約に係る一般競争入札及び指名競争（以下「競争」という。）入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、藤岡市契約規則（平成11年規則第2号。以下「契約規則」という。）、その他の要領等に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

2 入札書の作成

- (1) 入札参加者は、設計書、図面及び仕様書等に基づいて積算を行ない、契約規則様式第2号により入札書を作成すること。
- (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (3) 入札書の作成に際し、設計書、図面及び仕様書等について疑義があるときは、公告又は指名通知書に示した方法等により関係職員に対して説明を求めることができる。ただし、非公表なものとして管理されているものを除く。
- (4) 誤字、脱字、押印漏れ等に十分留意して入札書を作成すること。

3 入札書の提出

- (1) 入札書は入札案件毎に封筒に入れ、工事・業務名及び工事・業務場所、並びに住所・氏名等の必要事項を記載し、公告又は指名通知書等に示した日時に提出しなければならない。ただし、ぐんま電子入札共同システムによる入札（以下「電子入札」という。）の場合には、入札書は入力画面上において作成し、公告又は指名通知書等で示した日時までに、同システム（以下「システム」という。）により提出するものとする。
- (2) 入札書提出後は、いかなる理由があっても入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- (3) 入札参加者は、代理人をして入札させるときはその委任状を持参させなければならない。
- (4) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を兼ねることはできない。
- (5) 入札参加者は、自治令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- (6) 入札に参加しようとする工事等に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連があると認められるものは、原則として当該工事等の入札に参加することはできない。

4 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札

者とする。ただし、自治令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設ける入札においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札したものを落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- (3) 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代って入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (4) 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対して文書又は口頭をもってその旨を通知する。ただし、電子入札の場合にはシステムにより通知するものとする。

5 再度入札

- (1) 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をおこなうことがある。ただし、最低制限価格を設けたときには、最低制限価格未満の入札をした者は、その入札のそれ以後の入札に参加できないものとする。
- (2) 再度入札の回数は、原則として1回までとする。

6 積算内訳書の提出

- (1) 公告又は指名通知等により、積算内訳書の提出を求められた入札においては、第1回目の入札に際し、入札金額に対応した積算内訳書を提出するものとする。
- (2) 電子入札の場合は、システムにより積算内訳書を提出するものとする。
- (3) 積算内訳書の提出は、建設工事にあつては設計金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が200万円を超えるもの、測量・建設コンサルタント業務委託関係については設計金額が1,000万円以上のものを原則とする。ただし、一般競争入札の場合は、全ての入札で提出するものとする。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額の100分の5以上を入札保証金として納めなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- (2) 入札保証金の納付は、契約規則第6条第2項に規定する担保の提供をもってこれに代えることができる。

8 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合においては、入札の前までに、所定の入札辞退届を提出すること。
- (2) 再度入札をおこなった場合においては、入札前に入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。
- (3) 電子入札による場合で入札を辞退するときは、辞退届を入力画面上において作成のうえ、システムを利用して提出するものとする。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名について不利益な取り扱いを受けるものではない。

9 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をおこなってはならな

い。

- (2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

1 0 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 適正に入札を執行するために必要があると認められるときは、入札中であっても、入札の中断又は中止等を行うことがある。
- (3) 入札の辞退届等により入札者が一業者となったときは、入札の執行を中止する。ただし、一般競争入札の場合はこの限りでない。

1 1 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札（電子入札の場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）
- (4) 金額を訂正した入札書による入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭又は入札に必要な事項の記載もれがある入札
- (6) 入札金額の根拠となる積算内訳書の提出を求めている入札で、積算内訳書の提出がない者又は不備のある積算内訳書（別表）を提出した者のした入札
- (7) 入札に際し不正行為のあった者のした入札
- (8) 同一の入札について2人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

1 2 失格

- (1) 入札の開始時刻に入札会場に出席していない者は、失格とする（電子入札の場合は、公告、入札案内通知又は指名通知書等に示した日時までに入札を行わない者は失格とする。）
- (2) 最低制限価格を設ける入札において、最低制限価格未満の入札をした者は、失格とする。
- (3) 入札執行者の指示に従わない者は、失格とすることがある。

1 3 入札不調

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を不調とする。

- (1) 最低制限価格を設ける入札において、入札参加者全員が最低制限価格未満の入札をしたとき。
- (2) 入札において落札者がいないとき。
- (3) 入札の辞退等により、入札者が一業者となったとき。ただし、一般競争入札の場合を除く。

1 4 契約保証金

落札者は、次の事項に応じた契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、契約規則第28条第1項及び第3項に規定する有価証券の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証保険契約を締結した場合又は公共工事履行保証証券の保証に付した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (2) 契約規則第28条第1項各号の規定により契約保証金を免除する場合であっても、契約解除の場合における違約金を免除するものではない。

1 5 課税及び免税事業者届出書

落札者は、遅滞なく課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出しなければならない。ただし、提出を要しない旨の指示があったときは、この限りでない。

1 6 契約の締結

- (1) 契約の相手方は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。
- (2) 前項の場合において、契約保証金を要する契約については、契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 契約の相手方が、第1号に規定する期間内に契約締結に応じないときは、契約の相手方となる資格を失うものとする。
- (4) 契約締結時において、発注者より請負代金内訳書の提出を求められたときは、入札時に提出された積算内訳書と内容が同一の場合に限り、当該内訳書をもってこれに代えるものとし、重ねての提出は要しない。

1 7 異議の申立

入札参加者は、入札終了後、この心得、設計書、図面又は仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 8 電子入札による手続

電子入札の場合には、電磁的記録に関する部分の取扱いについては、ぐんま電子入札共同システム利用規約、利用約款、ぐんま電子入札共同システム運用基準及び藤岡市建設工事等電子入札実施要領の定めるところによるものとする。

制定年月日 平成21年4月1日

附 則

この心得は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成30年3月1日から施行する。

附 則
この心得は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則
この心得は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則
この心得は、令和３年７月１日から施行する。

附 則
この心得は、令和７年４月１日から施行する。

附 則
この心得は、令和８年９月１日から施行する。

別表

(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
(3)	他の工事の内訳書である場合
(4)	白紙である場合
(5)	内訳書が特定できない場合
(6)	指定された項目を満たしていない場合
(7)	内訳書に違算がある場合
(8)	内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
(9)	その他内容が明確でない場合

※記載事項が確認できる程度の数字以外の誤字脱字は対象外とする